

日本画像学会 選奨規程

平成 22 年 4 月 1 日制定
平成 23 年 10 月 19 日改定

(総則)

- 第 1 条 日本画像学会定款第 43 条にもとづき、本学会の対象とする領域における学術または関連技術の発展に関し、業績ある者の表彰または奨励（以下選奨と略称する）はこの規程により行う。
- 第 2 条 選奨の種類は次のとおりとする。
- イ. 学会賞
 - ロ. 論文賞
 - ハ. 研究奨励賞
 - ニ. 技術賞
 - ホ. 功労賞
 - ヘ. 会長特賞
- 第 3 条 前条の各選奨の受賞候補者を調査選定するため、選奨委員長のもとに各選奨ごとの選考委員会を設ける。
- 第 4 条 各選奨の受賞者は、選奨委員長の報告にもとづいて理事会の議決により決定される。受賞者は本学会正会員とする。
- 第 5 条 各選奨の賞状等は通常総会において贈呈し表彰する。
- 第 6 条 前条の表彰を行ったときは、選考経過等を直後に発行する本学会誌において報告する。

(学会賞)

- 第 7 条 学会賞は、本学会の対象とする領域において、特に独創性に富む創案あるいは技術開発により歴史的に評価される貢献を行った者に贈呈する。
- 第 8 条 学会賞は、学会賞選考委員長から全理事への推薦依頼に対して推薦された者から選定される。
- 第 9 条 学会賞表彰内容は、過去における本学会の他の表彰内容と重複しても差支えない。
- 第 10 条 学会賞授賞者は、原則として個人とする。複数名で 1 件とする場合は 3 名以内とする。
- 第 11 条 学会賞の贈呈件数は、原則として毎年 1 件以内とする。
- 第 12 条 学会賞は、楯の贈呈（賞状および副賞）とする。

(論文賞)

- 第 13 条 論文賞は、本学会の対象とする領域において、学術および技術に貢献する優秀な論文の著者に贈呈する。
- 第 14 条 論文賞は、表彰の前年（暦年）の間に発行された日本画像学会誌に発表された論文から選定される。
- 第 15 条 論文賞授賞者は、共著者を含む。過去に論文賞を受賞したものでも差支えない。
- 第 16 条 論文賞の贈呈件数は、原則として毎年 2 件以内とする。
- 第 17 条 論文賞は、賞状および副賞とする。

(研究奨励賞)

- 第 18 条 研究奨励賞は、本学会の対象とする領域における学術または技術の進歩を奨励するため、新進の研究者または技術者に贈呈する。
- 第 19 条 研究奨励賞は、本学会が表彰の前年（暦年）の間に開催した年次大会で優秀な研究発表講演を行った登壇者から選定される。

第 21 条 研究奨励賞の贈呈件数は、原則として毎年 3 件以内とする。

第 22 条 研究奨励賞は、賞状および副賞とする。

(技術賞)

第 23 条 技術賞は、本学会の対象とする領域に関係する産業界において、独創性に富み、かつ優れた実用性が実証された技術の開発者に贈呈する。

第 24 条 技術賞は、本学会の公募に応じて申請された技術成果から選定される。ただし、

(1) 公募は本学会誌に掲載し、応募は表彰年の 1 月末までとする。

(2) 対象とする技術成果は、応募申請時において技術成果公表以後、原則として 1 年以上 3 年未満経過したものとする。

第 25 条 技術賞授賞者は、過去に技術賞を受賞したものでも差支えない。開発者が 1 件につき複数の場合は 5 名以内の連名とする。賞状等は主実行者に贈呈する。

第 26 条 技術賞の贈呈件数は、原則として毎年 3 件以内とする。

第 27 条 技術賞は、賞状および副賞とする。

(功労賞)

第 28 条 功労賞は、本学会の運営業務に特に功労のあった者に贈呈する。

第 29 条 功労賞は、功労賞選考委員長から全理事への推薦依頼に対して推薦された者から選定される。ただし、次の者を選考対象者とする。

(1) 学会長経験者

(2) 理事、各委員会委員および各実行委員の実質 10 年以上の経験者

第 30 条 功労賞授賞者は、過去に功労賞を受賞したことのない者とする。

第 31 条 功労賞の贈呈件数は、原則として毎年 3 件以内とする。

第 32 条 功労賞は、賞状および副賞とする。

(会長特賞)

第 33 条 会長が本学会の対象とする領域において貢献された者あるいは本学会の運営業務に功労のあったと判断する者に贈呈する。

第 34 条 会長特賞表彰内容は、過去における本学会の他の表彰内容と重複しても差支えない。

第 35 条 会長特賞授賞者は、原則として個人とする。また、第 4 条に規定する正会員資格は特に求めない。

第 36 条 会長特賞の贈呈件数は、特に定めない。

第 37 条 会長特賞は、賞状および副賞とする。

(選奨委員長、各賞選考委員長、各賞選考委員および各賞選考委員会)

第 38 条 第 3 条による選奨委員長は、学会長が役員改選時に理事の中から指名し、理事会の承認により決定する。任期は 2 年とする。

第 39 条 選奨委員長は、選奨にかかわる学会業務の責任者として、この規定および別途定める選奨授賞候補者選考手続に関する内規に則り、各賞選考委員会活動を統括する。また、各賞の選考を終了したとき、その結果を学会長に報告する。

第 40 条 各賞選考委員長は、学会長が役員改選時に理事の中から指名し、理事会の承認により決定する。ただし、技術賞選考委員長は、公共機関に所属する者でなければならない。また、各賞選考委員長は、複数の選考委員会の選考委員長を兼ねることができる。各賞選考委員長の任期は 2 年とする。

第 41 条 各選考委員は、各選考委員長が毎年正会員の中から委嘱する。委員は 2 つ以上の選考委員会

の委員長または委員を兼ねることができる。委員の任期は委嘱の時期から理事会において各賞の受賞者が決定するまでとする。

- 第 42 条 学会賞選考委員会では、委員長を含む 5 名以上の委員で構成される。ただし、技術委員長、編集委員長、運営委員長を原則として含むものとする。
- 第 43 条 論文賞選考委員会は、委員長を含む 5 名以上の委員で構成される。ただし、編集委員長を原則として含むものとする。
- 第 44 条 研究奨励賞選考委員会は、委員長を含む 5 名以上の委員で構成される。ただし、研究討論会実行委員長を原則として含むものとする。
- 第 45 条 技術賞選考委員会は、委員長を含む 5 名以上の委員で構成される。ただし、技術委員長、運営委員長を原則として含むものとする。
- 第 46 条 功労賞選考委員会は、委員長を含む 5 名以上の委員で構成される。ただし、運営委員長を原則として含むものとする。
- 第 47 条 会長特賞の選考は選奨委員会とは別に、会長ならびに理事からの推薦を受けて会長が理事会に提案し、理事会で認められるものとする。
- 第 48 条 各選考委員会は、別途定める選奨授賞候補者選考手続きに関する内規に則り、表彰年の 4 月 30 日までに受賞候補者の選定を終了し、選考経過を選奨委員長に報告する。
- 第 49 条 各選考委員会は、理事会において各賞受賞者が決定されたときをもって解散するが、各選考委員長は選考経過等を本学会誌上で報告しなければならない。

(選奨資金)

- 第 50 条 各賞の表彰に要する経費は、本学会に対する選奨寄付金、本学会一般会計および本学会特別会計選奨資金により支弁される。

(補則)

- 第 51 条 この規定および第 39 条、第 48 条による選考手続きに関する内規を変更するときは、理事会の議決を経ることを要する。

附則

この規則は、一般社団法人に登記した日から施行する。